

令和3年度地域活性化につながる伊川谷駅前公共空間活用の 提案および実施者募集要項

1. 趣旨

「駅」は、その地域の佇まいや雰囲気を印象付ける「顔」となる重要な空間であり、駅前の公共空間は、地域の新たな魅力や賑わいを生み出す貴重な資源として、持続可能なまちづくりのため、公民連携により活用していく必要があります。

伊川谷は、西区の南部に位置し、明石川水系の伊川沿いに広がる、東西約10kmにわたる大きなまちです。市内唯一の国宝建造物を有する太山寺をはじめ、伊川谷惣社などの神社仏閣が数多くあるほか、太山寺の周辺に広がる原生林は六甲山系の代表的植物生態を保存する貴重な森林となっています。また、北部を中心に近郊型農業が盛んで野菜や花卉などの栽培が行われている一方、南部では区画整理事業などにより宅地化が進み、この30年で人口が急増しました。

高齢化の進展、地域社会の希薄化、福祉ニーズの多様化が進む中、本市では「神戸2025ビジョン」の基本目標のひとつとして「多様な市民の参画による地域コミュニティの活性化」を掲げ、多様な世代や背景を持つ市民との協働と参画により、地域特性に応じたコミュニティの形成に向けて、地域活動の活性化を促進します。

こうした背景を踏まえ、この度、伊川谷駅前の詰所休憩スペースを中心に、周辺の公共空間も活用した地域の賑わい創出・活性化につながる取組の提案及び実施する方を募集します。

2. 対象エリア

市営地下鉄伊川谷駅南ロータリー周辺（別紙1参照）

3. 対象施設

詰所休憩スペース（西区前開南町1-2）及び対象エリア内の公共空間

4. 募集内容

次の項目を全て満たす提案を募集します。

- (1) 公共空間を面的に活用することにより、地域の新たな住民交流や賑わい創出に寄与する。
- (2) 公共空間本来の機能や立地条件、特性を踏まえ、駅前の魅力を向上し、市民や来街者が利用または参加できるとともに、活動にあたって地域住民や地域団体等との協力が図れる。
- (3) 公共空間の美化や景観向上、環境改善に寄与し、発生した利益を伊川谷駅前の魅力向上に還元するなど、公益性が認められる。
- (4) 事業に関わる経費は提案者が負担する。

上記(1)から(3)によらず、このほか、伊川谷地域の活性化に資する内容については審査の対象としますので、積極的な提案を募集します。

5. 事業期間

事業選定ののち令和4年9月30日

6. 設備・使用料金

施設名	使用可能時間	設備			使用料金
		電源	給水	排水	
詰所休憩スペース	8時～18時 ※設営時間含む	1875W ※別途制限あり	×	×	無料 ※但し電源を使用する場合には、電気使用料実費相当額について本市と要協議とする

7. 留意点

提案にあたっては、以下の事項につき了承いただいたものとみなしますので、必ずご確認ください。

- (1) 個人からのご提案は受け付けません。
- (2) 原則として E メールによる連絡が可能であること。（本市からの連絡・データのやりとりは E メールで行うため）
- (3) 関係法令（道路法、道路交通法、消防法、建築基準法、食品衛生法など）を遵守し、関係行政機関との調整や届出が必要になる場合は、提案者側で必要な届出、許可申請等の手続きを行うこと。
- (4) 提案者（提案に関係する者を含む）及び提案内容が、次に該当する場合は、提案の受け付け、調整を行うことはできません。
 - ア 法令や公序良俗に反する場合
 - イ 本市の施策・規定や各施設の留意事項に反する、矛盾する又は抵触する場合
 - ウ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業及び団体又はその関係者、その他反社会的勢力である場合
 - エ 政治的、宗教的な関連性や要素がある場合
 - オ 公共性や公平性に問題がある等、その他、本市が連携を行うにあたりふさわしくないと判断した場合
 - カ 本募集の趣旨や目的、募集条件に適合しないと本市が判断した場合
- (5) 応募時または事業実施時に、前記(3)や(4)の事実が判明した場合は、選定・事業実施者の対象から除外します。
- (6) 提案の成立・不成立に関わらず、本市は提案及び対話・調整にかかる一切のコスト（企画や打合せ等にかかる人件費・交通費・調整費・資料作成費など一切の費用、生じた損害等）の補填や賠償をいたしません。
- (7) 提案は、本市ホームページに、提案者や具体的内容等について公表をする場合があります。
- (8) 提案実現後は、本市の広報や PR 等の機会において、実現内容や成果物を利用・公表することがあります。
- (9) 提案の履行に対しては提案者が責任をもって実施するものであり、本市が提案への対応やその実現に対し、履行義務を負うものではありません。
- (10) 提案の実現に向けた必要な調整や諸手続きを主体的に実施していただきますが、必要に応じ、本市未来都市政策課及び西区役所にてサポートいたします。なお、調整の結果、実現できない場合もあります。
- (11) 本市事業の都合により、提案事業の中断・中止がある場合は、求めに応じること。ただし 1 ヶ月前に通知いたします。

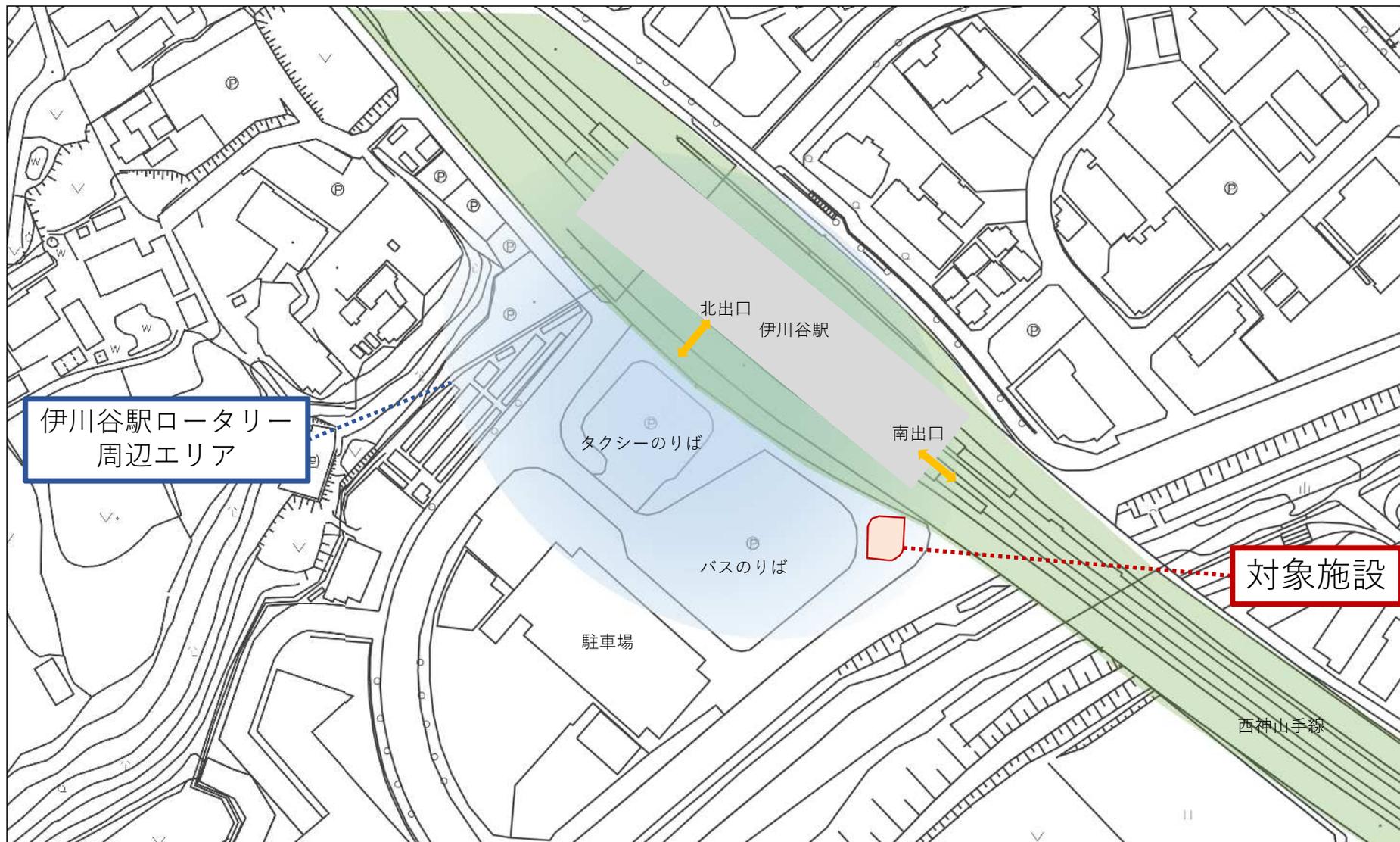
(12) 事業計画および収支計画に関する報告書（中間報告、決算報告）を本市に提出し、中間報告に基づき、地域への利益の還元内容等について、本市と協議を行うこと。報告書の様式については本市より別途指示します。

(13) 対象施設（詰所休憩スペース）使用条件について

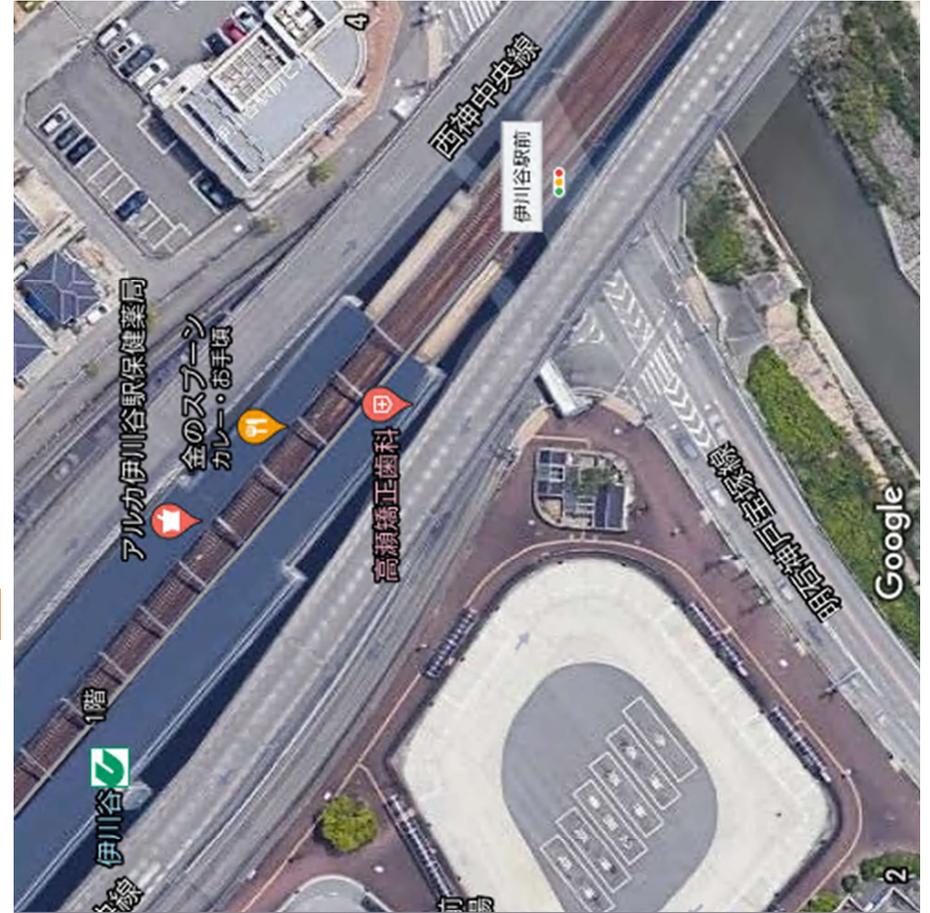
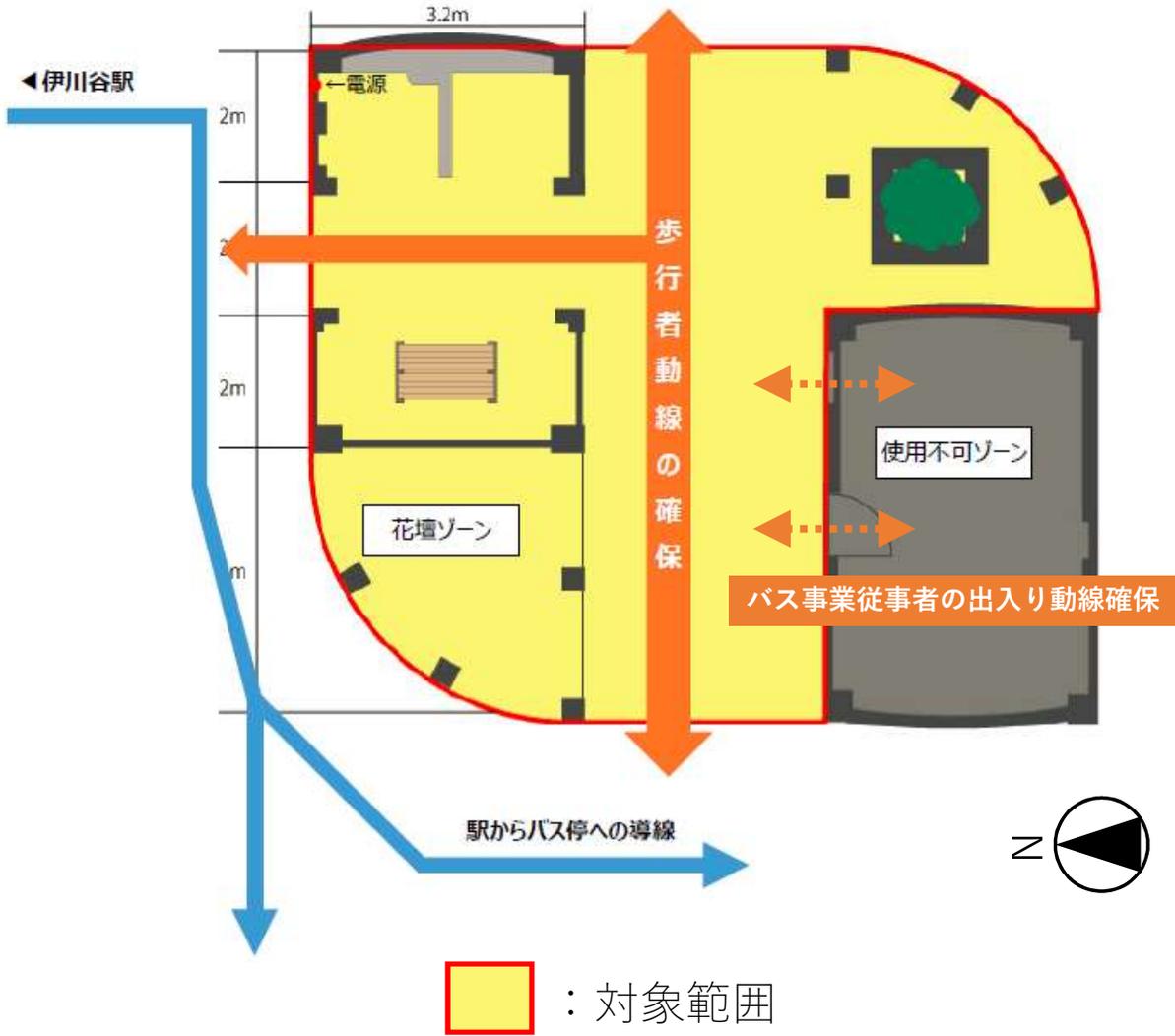
- ・本市より貸出備品はありません。
- ・対象施設内は禁煙・火気使用不可です。
- ・歩行者動線を確保すること（別紙2参照）
- ・警報が発令された場合は、原則開催を中止してください。
- ・原状回復が基本です。設営物の搬入出時や実施中は、対象施設保護に留意し、必要に応じ予防措置を講じてください。
- ・対象施設付近の歩道、伊川谷駅前バスロータリーへの一般車両の乗り入れは禁止されています。近隣駐車場をご利用ください。
- ・その他、使用にあたっての詳細ルールは別紙3を参照ください。

以上

別紙 1



別紙 2



令和3年度地域活性化につながる伊川谷駅前公共空間活用

： 詰所休憩スペース貸出注意事項

1. 詰所休憩スペース使用にあたっての前提条件

(1)関係法令等の遵守

- ・関係法令（道路法、道路交通法、消防法、建築基準法、食品衛生法など）を遵守してください。
- ・関係行政機関との調整や届出が必要になる場合は、提案実施者側で必要な届出、許可申請等の手続きを行ってください。

【野菜・花を販売する場合】

- ・野菜・花等の生産物を販売する場合は、販売時に生産地を提示ください。
- ・自ら生産した野菜以外の野菜を販売する場合は、届出が必要となる場合がありますので、事前にご自身で保健所西部衛生監視事務所（生活衛生ダイヤル:078-771-7497）へご相談ください。

【熱を発する機器を使用する場合】

- ・発電機、IH 等、熱を発する機器を使用される場合は、事前にご自身で消防局への申請を行い、消火器をご用意ください。

【飲食物を販売する場合】

- ・飲食物の調理・販売を行う場合は、届出又は営業許可の取得が必要となる場合がありますので、事前にご自身で保健所西部衛生監視事務所（生活衛生ダイヤル:078-771-7497）へご相談ください。
- ・食中毒対策等のため PL 保険（生産物賠償責任保険）等に加入することを推奨しています。

2. 詰所休憩スペース使用日の注意事項

(1)現状回復について

- ・**原状回復**が基本です。設営物の搬入出時や実施中は、会場保護に留意し、必要に応じ予防措置を講じてください。
- ・特に、床面を汚損するおそれのある場合は床面の養生を行ってください。
- ・既存設備等の損傷、傷の付着、着色等が確認された場合、その回復に要する費用は提案実施者の負担となります。
- ・会場に日常的に設置されている設置物の取り外しは出来ません。また、糊付け、くぎ打ち等、原状に戻すことの出来ない行為は原則出来ません。
- ・使用後は、現状復旧し、周辺も含めて清掃を行ってください。
- ・発生したゴミについては、当日持ち帰ってください。

(2)搬入出について

- ・**会場付近の歩道、伊川谷駅前バスロータリーへの一般車両の乗り入れは禁止**されています。近隣駐車場をご利用ください。
- ・搬入出の際は通行者の安全を最優先し、使用可能時間内で行ってください。
- ・設営中に資材等を放置しないようにしてください。

(3)電源の使用について

- ・延長コードを使用する場合は、通行者が転倒しないようにコンセント（配電盤）から使用場所までのコードはできるだけ歩行者動線上に重ならない用に配置し、歩行者動線上に重なる場合はケーブルプロテクター等で養生してください。
- ・コードをガムテープで養生する場合は、黒色または灰色のガムテープをご利用ください。

(4)設営物・掲示物の管理

- ・実施中および搬入出時における設営物の保護・管理については、提案実施者で行ってください。

(5) 提案実施者の責任

- ・提案実施者が施設・設備・第三者等に損害を与えた場合、また使用に伴う人身事故及び物品等の盗難、破損等のすべての事故について、その責は提案実施者が負うものとし、その損害額をすべて賠償いただきます。（イベント保険等へのご加入をお勧めします。）

(6)周辺環境に関する配慮

- ・**実施内容に対する苦情は、誠意をもって、提案実施者にて対応してください。**
- ・**本市に連絡がきた苦情についても、提案実施者に連絡しますので、必ず現地にて対応し、結果を本市にご報告ください。**
- ・通行者や周辺施設から苦情が寄せられた時は、提案事業を中止していただく場合があります。
- ・貸出エリアは、公共的な空間であることを考慮し、周辺利用者や通行者が不快に感じる行為や支障がでる行為（過度な呼び込み等）はご遠慮ください。場合によっては、音量制限や内容の変更をお願いする場合がありますので、ご了承ください。
- ・実施内容によっては、別途、誓約書等の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・生演奏のライブなど、音を発する場合、音出し時間等を事前に本市にご相談ください。

(7)会場デザインルール

- ・シートをご利用の場合は、景観に配慮し、**歩行者から見える範囲はブルーシート等のご利用はおやめください。**
- ・販売行為などを行う場合は、原則、**シートなどを敷いた床面へ直置きでの販売を禁止しています。**
- ・実施にあたり、のぼり・看板を設置予定の場合は、事前に本市へご相談ください。本数などを制限する場合があります。

(8)結果通知書の携帯

- ・**事業実施にあたっては、結果通知書を必ず携帯してください。**

3. 提案内容の変更時の連絡方法

(1)災害、天候不順などの理由により使用不能となった場合

- ・**暴風警報、大雨警報、洪水警報、雷警報、濃霧警報が発令された場合は、原則開催中止をしてください。**
- ・中止の場合は、できるだけ早く本市へ連絡してください。
- ・災害、天候不順などの理由により中止となった場合で、日程の変更を希望する場合は、本市に相談の上、変更申請書をご提出ください。

(2)中止の周知

- ・提案実施者が独自で広報をしている場合は、提案実施者で中止の連絡をしてください。
- ・来場者からの問い合わせにつきましては、提案実施者で対応してください。